

令和8年1月

保護者様へ

新潟市こども未来部幼保支援課

新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

出席停止期間が終了し登園する際は、以下の療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）を保護者が記入し、施設へ提出してください。

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用） ※保護者が記入してください。

施設名 認定こども園 松崎保育園 クラス _____

園児氏名 _____

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので

年 月 日より登園いたします。

診断を受けた医療機関 _____

発 症 日： 月 日

解熱した日： 月 日

登 園 日： 月 日

年 月 日

保護者氏名 _____

【例】

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5 | 6/6 | 6/7 | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | |
| 発症 | | | | | | | 登園可能 |
| | | | | 0日目 | 1日目 | | |
| | | | | 症状軽快 | | | |

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

| 6/1 | 6/2 | 6/3 | 6/4 | 6/5 | 6/6 | 6/7 | 6/8 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | |
| 発症 | | | | | | | | 登園可能 |
| | | | | | 0日目 | 1日目 | | |
| | | | | | 症状軽快 | | | |